

共同委員長の選任について

- 共同委員長の任期は原則 2 年である。前共同委員長は平成 28 年 5 月 17 日に選任されており、2 年間の任期を満了しているため、平成 30 年第 1 回運営委員会（本日）において、運営委員の互選により新共同委員長を選任する必要がある。

【参考】運営規程（抄）

第 5 章 運営委員会

第 24 条（委員長）

1. 運営委員会に、原則として運営委員の中から 2 機関の共同委員長を置き、互選によってこれを定める。
共同委員長は共同で会務を総理する。
2. 運営委員会委員長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。